

言語学からみた教室の英文法 その3

—— 法助動詞及び再帰代名詞 ——

有働 眞理子*・比名 啓祐**・清水 浩一郎***

(平成10年9月21日受理)

0 はじめに

昨今の中学・高校の英語の授業では、いわゆる文法指導の占める割合は減少する傾向にある。文法よりコミュニケーションを重視する方向へ転換を迫られているからである。有働他(1997)より始めた学校英文法を觀察するシリーズでは、この方向転換が健全に発展的に行われることを願い、言語学的な考察を織り込んでいくつかの問題提起を既に行ってきた。¹「文法」の比重を軽くすることが即「コミュニケーション」能力の向上につながるのかどうか、あるいはそもそも比重を軽くしなければならないような文法が学ぶべき本来の文法であるのか、甚だ疑問の多いところであり、その点がこのシリーズを企画する動機となった。

キーワードである「文法」及び「コミュニケーション」という用語の意味するところにもかなりの幅がある。「文法」と一口にいっても、音声学・音韻論的側面に始まって、統語・意味などの文法上の形式的性質や、さらには談話文法上の規則など、様々である。一方、コミュニケーション能力についても、どこまでの思考内容をどの程度、どのような表現スタイルで伝達すれば水準に達した能力を有するということになるのか、言語能力のみ伸ばせばまっとうなコミュニケーションが成立するかどうか、そのために言語能力以外に身に付けなければならない素養にどのようなものがあるか、などコミュニケーションに関わる要素にもいろいろのものがあるようである。ところが、中学校・高校の英語教育現場において一般的に用いられる「文法」は、試験問題の文法問題を解答するのに必要な、単純化・パターン化された統語的知識に限定され、また、「コミュニケーション」はリスニングコンプリヘンションとスピーキングの二つに分離されて、これもまた自然な会話よりも受験問題演習をむしろ意識しているかのような対応に見えてならない。しかも、この二つ(「文法」と「コミュニケーション」)は対立しており、「文法」を重視することが「コミュニケーション」を軽視することに繋がるという、あたかも相補分布であるかのような関係として認識されていると思われる。

我々は、当然のことながら、本来の文法とは母国語話者の直観についての体系的な言語知識を意味し、教室で教わる文法もこれに基づいて整備されるべきであると考え。現在の中学校・高校で行われている文法指導が、そういった母国語話者の直観に照らして適切であるか否か、

これまで十二分に検討されてきたとは言いがたい。むしろ規範として聖域化されているきらいがある。正確な意思伝達には、言葉についての正確で豊かな知識が不可欠である。中途半端で不確かな知識では、理解どころかとんでもない誤解さえ生じかねない。コミュニケーション能力の育成には実は適量の良質な文法知識こそ必要なのである。そのために少しでも改善すべきところを見つける努力をする、というのがこの研究報告の眼目である。今回は、トピックとして法助動詞と再帰代名詞を取り上げる。

有働他(1998)において、学校英文法ではモダリティを表現する「法」の概念が、極めて重要であるにもかかわらず、必ずしも適切に指導されていないということ、仮定法教授の実態に触れながら指摘した。話者の心的態度を表すモダリティについてポイントを押さえていないと様々な弊害が予測される。特に対話行動においては致命的といっても言い過ぎではないであろう。仮定法という難易度の高い項目はもとより、本稿で扱う法助動詞という文法範疇の理解も、モダリティ指導の方針がしっかりしていなければ、その用法が多岐にわたるだけに学習者の混乱は必至である。そういったことを意識し、この研究報告においては、学校英文法における法助動詞の取り扱いに絡む諸問題について、検定教科書の一部から觀察できる点をいくつか指摘してみたい。

第二の話題である再帰代名詞は、(変形)生成文法における英語についての最も重要な研究対象の一つなのであるが、学校英文法においては単独で文法参考書の章を成立させることすらないマイナーな存在である。この言語学理論と学校英文法の取り扱いの落差が物語る意味は、実はそれほど些末事ではない。日英両言語の指示表現システム全体に関わる問題なのであり、その差違を認識しておかなければ、「いつ、何処で、誰が、何を、どのように、どうした」といった情報の主要素のうち、記述された出来事に関わる当事者についての重要な部分を大きく見誤る危険が生じる。本稿では、この見逃し易い代名詞の問題を、日本語と英語の再帰代名詞について比較・觀察しながら、考察を加えてみる。

1 法助動詞の取り上げられ方について

モダリティを表現する言語的な手段が種々存在することはよく知られている。²表現されるモダリティについては、様相論理学の影響を受けた認識様相的法・義務的

* 兵庫教育大学第2部(言語系教育講座)(英語)

** 兵庫教育大学院生(言語系教育講座)

*** 兵庫教育大学院生(言語系教育講座)

法・希望的法の三つの他、論理学では扱えない言語特有の法性がいろいろに分析・分類されている。³ しかし、言語（文法）表現と多義的な法性の体系的な関係については、複雑多岐にわたる内容のため諸説紛々として、語学学習的な観点から必ずしも理解しやすいとは言いがたい状況のようである。例えば、話し手が自らの知識に基づいて下した判断を表現する認識様態的モダリティは、次の例文のように複数の表現形式をとることができる。

- (1) He may be sleeping.
- (2) He is possibly sleeping.
- (3) It is possible that he is sleeping.
- (4) There is a possibility that he is sleeping.

(1) の法助動詞の他、法副詞、法形容詞、法名詞のどれを用いても、等しくある人物が眠っている可能性があることと認識していることを伝えることができる。しかしながら、この四つは、異なった形式によるのであるから、意味的に全く等価であるとは考えにくい。適切に使用できる状況や、伝わるスタンスやニュアンス、含意などに微妙な違いがあるはずである。一般的には、法表現に様々なヴァリエーションがある中で、法助動詞の分析が中心的な位置を占めてきた。Perkins (1983) に説明されているように、四つの中で法助動詞が最も無標で、しかも文法化された表現であることから法研究の中心的存在となった、と考えられるのであるが、言語学理論上だけでなく学習においても、法助動詞の重要性ははかりしれない。特に、法助動詞によって表現される発話のモダリティを理解し、かつ駆使する力は、コミュニケーションを適切に成立させるためには不可欠である。

しかしながら、各法助動詞の法的意味の多義的な拡がりについて、語義間の関連性を認めた上で、核心的意味を中心に体系的に意味を整理する、という方法を採用始めたのは比較的近年のことであるので、理論的にも語学教育においても、残念ながら、今の段階で学習者に親切的な解りやすい記述としてまとまっているわけではない。例えば、*will* については、次のように、種々雑多な用法・語法が列挙されてしまったりする。

- (5) I will come back tomorrow.
- (6) If you will do so, I'll be obliged to you.
- (7) Bob will have his will in everything.
- (8) Jane will sit for hours without saying a word.
- (9) Accidents will happen when they are least expected.
- (10) A bear will not touch a dead body.
- (11) This window won't open, however hard I try.
- (12) We're going on a picnic. Won't you join us?

- (13) Will you mail this letter for me?
- (14) That will be your train.
- (15) You will do it at once.
- (16) You will not disturb me while I am reading.
- (17) This radio will receive only three stations.

上記の例文に使用された *will* の意味は、(5) 未来、(6) 意思・願望、(7) 固執、(8) 習慣、(9) 傾向、(10) 習性、(11) 拒絶、(12) 勧誘、(13) 依頼、(14) 推量、(15) 命令、(16) 禁止、(17) 能力、となっている。このリストを見ても、時間的な要素 ((5))、話し手の意思 ((6)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16))、文主語の属性・性向 ((7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(17))、など異なった範疇に属するものが任意に取り出されて非体系的に混在し、提示される傾向にあることがわかる。このように、分類やラベリングも難しい語法の集まりに対して、整理された理解を得るためには、一体どのような方法が良いのであろうか。その方法を探るにしても、まず法助動詞の指導についての実態をある程度把握する必要がある。

そこで、実際に教室で使用される検定教科書において法助動詞がどのように取り扱われているか、具体的に観察してゆきたい。今回の調査で取り上げた検定教科書は、まず、総合的な学習教材として位置づけられる英語 I 及び英語 II の教科書を十七種類三十四冊、さらに、文法的な項目に従って編集されることのできる多い作文の教科書十四冊である。以下に順不同で列挙しておく。

〈英語 I 英語 II の教科書〉

(便宜上 I と II は一冊として扱う)

- 〈1〉 *Oak English I & II* (開拓社)
- 〈2〉 *Sunshine English Course I & II* (開隆堂)
- 〈3〉 *Progressive English Course I & II* (尚学図書)
- 〈4〉 *Quest English Course I & II* (尚学図書)
- 〈5〉 *Genius English Course I & II* (大修館)
- 〈6〉 *Clipper English Course I & II* (大修館)
- 〈7〉 *Polestar English Course I & II* (数研出版)
- 〈8〉 *Evergreen English Course I & II* (第一学習社)
- 〈9〉 *Creative English Course I & II* (第一学習社)
- 〈10〉 *New Horizon English Course I & II* (東京書籍)
- 〈11〉 *English 21 I & II* (東京書籍)
- 〈12〉 *Royal English I & II* (旺文社)
- 〈13〉 *Dream-Maker English Series I & II* (三省堂)
- 〈14〉 *The Crown English Series I & II* (三省堂)
- 〈15〉 *Spiral English I & II* (一橋出版)
- 〈16〉 *Spectrum English Course I & II* (桐原書店)
- 〈17〉 *Unicorn English Course I & II* (文英堂)

〈作文の (Writing) の教科書〉

〈18〉 <i>Creative Writing Course</i>	(第一学習社)
〈19〉 <i>Evergreen Writing</i>	(第一学習社)
〈20〉 <i>My English Composition</i>	(旺文社)
〈21〉 <i>Unicorn English Writing</i>	(文英堂)
〈22〉 <i>Spiral English Writing</i>	(一橋出版)
〈23〉 <i>Phoenix Writing</i>	(開隆堂)
〈24〉 <i>The Crown English Writing</i>	(三省堂)
〈25〉 <i>Dream-Maker English Writing</i>	(三省堂)
〈26〉 <i>New Horizon English Writing</i>	(東京書籍)
〈27〉 <i>Progressive English Writing</i>	(尚学図書)
〈28〉 <i>Genius English Writing Course</i>	(大修館)
〈29〉 <i>New Access to English Writing</i>	(開拓社)
〈30〉 <i>Write into the Future</i>	(開拓社)
〈31〉 <i>English Street Writing</i>	(第一学習社)

英語 I 及び英語 II の検定教科書を概観してわかることは、*can*, *may*, *must*, *will*, *shall* などの法助動詞は、全般に中学校での既習事項とみなされて、本文中では実際に様々な用法でしばしば登場するにもかかわらず、各課での重点説明事項として取り上げられることはまれであるという事実である。したがって、高校において法助動詞についてどのようなコンセンサスがあるのか、高校の教科書だけ見てもわからない。中学校で理解の徹底がはかられていれば、高校で文法上の説明を省いても問題はないわけであるが、多義的な法表現が、中学校レベルでモダリティの概念に基づいて効率よく学習されているとはどうも予想しにくい。

中学校の教科書でどのように取り上げられているのか、次に挙げる四冊の教科書を任意に選び実態を調査してみた。

〈32〉 <i>New Horizon English Course</i>	1, 2, 3 (東京書籍)
〈33〉 <i>New Crown English Series</i>	1, 2, 3 (三省堂)
〈34〉 <i>Sunshine English Course</i>	1, 2, 3 (開隆堂)
〈35〉 <i>One World English Course</i>	1, 2, 3 (教育出版)

先に挙げた法助動詞 *can*, *may*, *must*, *will*, *shall* は文部省の中学校学習指導要領に指定された語であるが、学習指導要領の規制が強いせいか、中学校教科書における法助動詞の扱いは、完全にパターン化されているようである。まず、一年次に該当する Book 1 で能力・可能性・許可を表す *can* が導入される (例文 (18), (19), (20))。二年次に該当する Book 2 で、推量・許可の *may* (例文 (21), (22))、必要・義務を表す *must* ((23), (24))、禁止を表す *must not* (例文 (25))、申し出・提案・勧誘等の *shall* (例文 (26), (27))、さらに、未来・推量・話し手の意思・依頼・勧誘等を表す *shall* が導入され

る (例文 (28), (29), (30))。具体的な例の一部は以下に示す通りである。

(18) So I can speak English a little.	〈33〉
(19) Can I borrow it?	〈33〉
(20) You can't do this, but you can do that.	〈34〉
(21) You may catch a cold.	〈35〉
(22) May I ask you something?	〈35〉
(23) But you must watch your step all the way.	〈34〉
(24) We must control computers.	〈33〉
(25) Japan must not forget its neighbors.	〈32〉
(26) Shall I show you another one?	〈32〉
(27) Shall we go together?	〈33〉
(28) In future schools we will use computers for everything.	〈33〉
(29) I'll show you some slides of a koala park to you.	〈34〉
(30) Will you open the window?	〈35〉

数字の上では、一年次で一項目三種類しかないのに対し、二年次においては語数もモダリティの種類も共に飛躍的に増えて、三項目十種類以上にも昇る。そのままでは二年次で学習する内容の負荷があまりに大きいと思われる。一方、*can* が *may*, *must*, *shall* よりも難易度が高いから学年間のバランスがとれている、というようにも見えない。むしろ、*can* が入門編として難易度が比較的低いということであれば、やはり数量的なバランスを欠いていると言わざるを得ないであろう。二年次において相当の混乱が起こっているのではないかと予想されるのであるが、この点については稿を改めなければならない。

内容については、高校レベルとの橋渡しについて注意が必要ではないか、ということを感じさせる状況がある。今回調べた中学校の教科書は必ずしも十分な数に満たないのであるが、高校教科書において既習のものとして扱っている推量の *must* の用法 (例えば、'This hole must be really deep.' というような例) を扱っているものが非常に少なかった。具体的に言えば、*New Horizon* の Book 3 で取り上げられているのみであった。基本的な内容について教科書によってばらつきがあることは決して望ましいことではない。しかも、高校で頻出するのに中学校で教わらないというようなことがあってはならない。中学校英語と高校英語のつながりをもう少し丁寧にチェックするような検定が必要であろう。

高校英語に話を戻したい。今述べたように、法助動詞の基本は一般に習得済みとされているので、高校ではより高いレベルの構文に組み込まれた形で出てくることに

なる。実際、各課の文法の重点的説明事項として取り上げられる場合は、特定のパタンの一部として出る場合が殆どである。代表的なものは五つほどあり、助動詞に受動態が後続する場合（例文 (31), (32)）、同じく完了形を伴う場合（例文 (33), (34)）、進行形と共に起する場合（例文 (35), (36)）、仮定法の中で用いられる場合（例文 (37), (38)）、目的を表す構文 [*So that S(subject) can/may/will*] の中で用いられる場合がよく出てくるものである。

(31) Mr. and Mrs. Green will be invited to the party.

<2>

(32) The banana can be easily and completely eaten.

<4>

(33) He must have arrived at school by now. <5>

(34) You can't have seen him yesterday. <7>

(35) These cancers will be causing deaths for many years. <8>

(36) I will have finished this book by the end of this week. <10>

(37) I wish I could swim faster. <11>

(38) If he were here, the party would be much more fun. <13>

(39) We sat near the stage so that we could hear better. <11>

(40) Cathy left her job so that she would have enough time to be with her children. <12>

アスペクトの意味や法自体のわかりにくさなどが重なって、正確な文の意味の理解はかなり困難になってくると予測される。このような状況でどの程度法（助動詞）についての理解が深まるのか、極めて疑問である。上に挙げたような表現を会話の中で使いこなしたり、自然な速さの発話を理解したりということまで含めて、「コミュニケーション」の力として要求されているのかどうか不明であるが、負担の大きい課題であることにはまちがいない。

この他、*will*、*would* についての条件文のパタン（例文 (41)）や会話上頻度の高い表現（例文 (42)）などもよく見られるので付記しておく。

(41) When we were in Nagano, we would often go skating in winter. <2>

(42) Would you tell me the way to Charing Cross? <12>

法助動詞については、上記五つのパタンに *will/would* の説明を加えた六つの項目としてまとめている教科書が

圧倒的に多く、総合英語十七冊のうち十冊にもものぼる。傾向として、形式的な記述に終始し、意味・機能面の詳しい解説はなされていないようである。六つのパタンを有機的に関係づけて説明しようという姿勢も特に見られない。しかしこれらはまだ習得の必要なものを精選しているといえなくもない。中には、未来形の説明でしか触れていないという、法助動詞を驚くほど軽視しているものも二冊あった。さらに全体に言えることであるが、現実のコミュニケーションの場面で頻発する次のような想像・推量を表す *will/would* を挙げているものに至ってはまず例外的と言わざるを得ない状況であった。

(43) I suppose this would be your coat, sir? <1>

(44) He will begin to rely on the second arrow and become careless with the first. <14>

最も問題なのは、本文に法助動詞が頻出しているにもかかわらず、文法上の解説が不足していることである。「未来」の *will* しか取り上げていない教科書ですら、その本文には次のようにわずか数行の間にも法助動詞がよく出ているのに不足しているのである。（下線部筆者）

(45) But when you do not eat food for a long time, our body will try to turn the next food you eat into fat and store it. Therefore you should eat meals regularly.

Some dieters eat only fruit. But eating too much fruit can sometimes make you gain weight, because fruit has sugar.

作文の教科書についても、これまで述べてきた以上に、取り扱い方のばらつきが相当見られる。作文の場合は、文法事項毎に編集したもののから、場面設定を中心に編集したものでいろいろな構成の教科書がある。そのスタイルによって、詳しく用法を解説しているもの（〈24〉）から、文法的説明に触れていないもの（〈20〉）までの違いが出てくるようである。

ここまでで、教科書における法助動詞を取り扱う比重について主に観察してきたが、扱われ方の質について気がついたことについて次に簡単に述べておきたい。ひとつは、法助動詞を学校で学ぶ意義についてである。法助動詞の役割というのは、前にも述べたように、広範囲にわたって種々雑多の意味機能を持つので、一言ではまとめにくい。しかしながら、モダリティ、即ち話者の心的態度を表すのが最も重要な任務と言えるであろう。話者が発話にこめた自らの認識や相手に対する働きかけの姿勢は、対話行動の流れを直接管理するので、必ず正確に把握しておかなければならないことである。法助動詞の

形式によって発話行為や敬意のあり方が規定される、という側面について言及している教科書は殆ど見られない。これはコミュニケーション重視の点からも非常に残念であり、重要な改善点のひとつに加えるべきである。唯一、〈18〉 *Creative Writing Course* だけは、文法項目以外の説明に、〈希望・願望〉、〈命令・依頼〉、〈許可・禁止〉、〈勧誘・提案〉、〈推量・可能性〉、といった談話機能に基づいた項目立てをしており、ある程度体系的な提示をおこなっているため、特記すべきであろう。しかし、大多数の教科書は、文法的処理に偏るか、逆に日常的なトピックや場面に基づいて構成・編集されて文法的説明をはずしている、系統だった語学的理解には不向きな状況になっている。

もう一点、見逃せない現象がある。文章のつづり方が荒削りすぎて、学習者にとり明らかに不適切なものが多々見受けられるのである。ここでは一例だけ紹介しておく。次のテキストは、ある教科書からのショッピングの場面についての抜粋である。

(46) Customer: Can you discount the price of this coat?

Clerk: No, I'm sorry we can't. This is the cost price. How about this one? I think it will suit you better.

Customer: This may be a little too long for me.

Clerk: Longer coats are now in fashion. If you miss this sale, you'll regret it. This is a good buy. You must take advantage of it now.

これは客が関心をしめした商品以外の商品を、店員が奨めて客に買わせようとしているところである。問題となる箇所は下線部の二つの助動詞である。Declerck (1991b) によれば、*will* は *must* と同様の強い確信を表すことができる。*must* の認識様態の意味が英語で 'I confidently conclude that' というパラフレーズになるのに対して、*will* は 'I confidently state that' とパラフレーズされる。上の例中下線部に用いられている *will* は、「今買わなかったら、必ず後悔することになりますよ」といったあまりにも強い響きを与えるので、店員としてはいささかきつい物言いになっている。ここは、'You may regret it'、または、'You might regret it' と表現した方が、穏やかで適切であろう。また、二つ目の下線部中用いられている *must* についても同様である。*must* は、*have to* との対比によってよく知られているように、基本的には義務を課す権限が話し手自身にある場合に選ばれる。⁵ 言い換えれば、話し手が聞き手

に義務を課すことができる立場にある場合に使ってもよいということである。そうでない場合は非常に不自然になるのである。したがって、親から子、教師から生徒、社長から社員、といった上下関係の明確な場合なら、高圧的な言い方も時にはあるが、逆は成立しない。客と店員の場合は、少なくとも店員が優位ではない。同等か、文化にもよるが、客が優位である。日本では従来客が上と認識されてきた。したがって下線部の *must* を用いた言い方はあまりにも押し付けがましく、不躰である。もちろん、強く主張することによって忠告・熱心な提案のニュアンスとして表現するケースもまれにあるであろうが、この場合は、そこまで深読みする必要はない。したがって、ごく標準的に 'You should take advantage of it now.' と表現するのが自然かつ適切である。こういったデリケートな要素を含む法助動詞という文法範疇には、いくら注意を払っても払いすぎることではない。「コミュニケーション」においてとんでもない誤解を生じさせないために、法助動詞を教室用に整備することが望まれる。

2 再帰代名詞をめぐって

「あなたは元気ですか」

「はい、元気です。あなたは元気ですか」

「はい。私も元気です。あなたは子供を持っていますか」

「はい。私は一人の息子を持っています。彼はハイスクールの生徒です」

「あなたは彼と暮らしていますか」

「いいえ。彼は私の母と暮らしています。あなたは私の母を覚えていますか」

「はい、私は覚えています。十二歳の時、あなたに紹介してもらいました」

「彼女も又、あなたのことを覚えています」

「彼女は元気ですか」

「はい、元気です」

この会話は、三十数年ぶりに再会した男女が互いの近況について尋ね合う場面についてのものであるが、全体に日本語の会話として大変不自然で奇妙である。これは、清水義範という作家の『永遠のジャック&ベティ』という短編小説からの抜粋である。⁶ この作品は、登場人物が、中学校の教科書で英語を習う時の言葉遣いの癖が未だに治らないとの設定で、全編を通してこのようなスタイルで書かれているのであるが、教室で英文和訳をする時に限って日本語が不自然に歪められるという現実の状況を揶揄したものである。おかしいと感じる理由はいくつかあるが、その一つとして、通常顕在化せず落としてしまうのが自然である代名詞がことごとく残されている

こと、しかも「彼」や「彼女」という代名詞は日本語では決して無標ではないにもかかわらず無造作に多用されていること、など指示表現の処理のまずさが挙げられるであろう。

この章では、このような不自然な代名詞表現のスタイルを定着させた原因が、学校英語における代名詞の取り扱いが丁寧さに欠けることにありと認識し、自然なコミュニケーションに対応できる代名詞・指示表現の指導のためにはどのような点を改善すべきであるのか、基本的な代名詞の統語現象を観察しながら、考察してゆきたい。説明の精度を上げる必要があるため、便宜上統語理論の専門用語を援用することにする。

まず、指示代名詞の基本的なところ、具体的には先行詞の特定から観察する。

(47) John_i is a student and he_i likes English.

この例文においては、*John* と *he* が同じ人物であるとするのが自然な解釈である。文法的には *he* を誰か *John* 以外の人物とすることも可能であるが、*John* の身分について語りはじめたとたんに他の人物の指向に話を展開するのは、関連性という会話の公準に違反するので、その解釈は成立しない。*John* と *he* が同一人物であるという英語の解釈を、日本語で表現するとどのようになるであろうか。「*John* は学生で、英語（の勉強）が好きです」とするのが自然であろうが、これは「*John* は学生です。彼（*John*）は英語が好きなんです」というふうに引き伸ばして代名詞主語を補充することもできる。但し後者の場合は表現としては有標で、「彼」に該当するのが *John* 以外にないとか、接続詞 *and* のところでかなりの間が空いた、といった特殊な状況がなければ、自然な訳としては奨められない。また、*he* が *John* を指すといっても、「自分」という表現を使うこともできない。*and* の前後で視点が一致していない感じがするからである。先行詞を特定した上で、好まれる文脈に違いがあることをふまえて、最も自然で適切な日本語の表現を探す、という丁寧な作業がどうしても必要になる。この例文のように単純な文でも、はたして教室でそこまできめ細かな指導が行われているかどうか心許ない。

(47) は接続詞で連結された複文であるが、次に、単文中に照応表現がある場合を考える。統語形式によって先行詞の特定の状況が異なるようである。

(48) John_i likes him_j.

複文形態で照応表現が文主語の形をとる時と異なり、同一文内で先行詞が主語、照応表現がその目的語という場合である。このように、統語的環境がより限定的な場合

は、先行詞を特定するのに統語上の制約が働いているようである。*he* は *John* であってはならないのである。必ず誰か他の人物でなければならない。この照応関係を誤りなく表出するにはどのような日本語訳が適当であろうか。「ジョンは彼が好きです」とするのが予想できる学校英語用の日本語訳である。しかし、「ジョンは彼が好きです」と言った場合、日本語の文法では「彼」はジョン以外の人物を指すことが多いが、文主語のジョン自身を指すこともある。*John* と *him* が別人物であることを保証するには、本人も他の人も指せるまぎらわしい「彼」は使わない方がよい。「ジョンはこの（その／あの）人／男（性）が気に入っている」のように、いわゆる代用表現的な「指示詞＋普通名詞」のパターンが無難である。

一方、再帰代名詞の現象については、英語においては複雑であるにもかかわらず割合明確に且つ厳格に規定されるものであり、言語学的にも中心的な研究対象の一つである。ところが日本語の研究においては、照応表現のあり方を通じて言語全体の構造の特徴を追求する、といった発想はごく最近までなかったという状況である。しかも、必然的に自らを情報の発信地としたのではなく、海外の流行を輸入した形で理論研究も行われたという経緯があり、英語においては主役クラスの再帰代名詞も、日本語話者にとっての英語学習という文脈で目の目を見ることはこれまで殆どなかった。当然、再帰代名詞についても、ネイティブスピーカーと同じレベルで日本語話者が敏感に反応することはほぞめない。「単文内で主語を同一指示する目的語は *-self* 形をとる」という一般的制約も、絶対にそうあらねばならないというほど強い制約であることを認識している学習者は、否英語教師でさえ、どれほどいるであろうか。同じように、単文内の代名詞が主語以外の人物を指示しなければならないということ、再帰代名詞と比較し関連づけながら、英語の代名詞の特徴として理解している人がどれほどいるであろうか。(48) の例文を見て、「ジョンは彼が好きです」と訳すのが最も原始的でナイーブなパターンであるが、もう少し文法知識を持っている学習者で、主語と目的語の性数一致の状況から短絡的に判断した結果それらを同一視して、「ジョンは自分（自身）が好きである」と誤訳を与えてしまうことも多々あるようである。日本語と英語という二つの言語の間に横たわる指示表現システムの違いについて、対照研究を行いながら、理解し易い教授内容を慎重に編集していくことが緊急の問題であることを認識させる現象である。

ここで、先に言及した再帰代名詞について少し詳しく観察することにする。次の例文を見られたい。

(49) John_i likes himself_i .

この例文は極めて単純に、主語と目的語を同一人物であるとする解釈しかなく、「ジョンは自分自身／彼自身が好きである」という解釈を見誤ることはまずない。文内の名詞の同一指示の関係を間違えることは考えにくい。ただ、日本語訳で注意を要することが一つある。「自分」という語は、日本語の再帰代名詞として、特徴が異なるが英語の再帰代名詞に対応する表現であるとの認識があり、再帰代名詞を含む英文の日本語訳において一般的によく使われる。再帰代名詞として認定できるかどうかは、異論のあるところであろうが、少なくとも類似した照応表現であることは間違いない。しかしながら、統語上の振る舞いが必ずしも重ならないものを同一視してしまうと問題である。「自分」という語の特殊な用法であるが、発話の話し手自身を指したり、あるいは一部の方言で聞き手を指したりすることがあるからである。そういった意味では、「～自身」という形の方が適切な日本語訳といえるであろう。

さらに、もう少し複雑な場合を考えてみる。例文(50)で、統語上の制約が同一指標付与を決定していることを観察する。

(50) Supporters_i of the president_j can congratulate himself_i / themselves_i . (Radford(1997))

主語である 'supporters of the president' という名詞句全体は、再帰代名詞を c (構成素) 統御しているが、主語名詞句に付加された前置詞句の中にある名詞句 'president' は再帰代名詞を c 統御する統語的關係にないため、再帰代名詞を同一指示することができないのである。このような、先行詞が c 統御する再帰代名詞の振る舞いに焦点をあてて、日本語との対応関係をさらに考える。先行詞の候補が複数ある次の例を解釈してみよう。

(51) Ken_i told Bill_j about himself_{i/j} .

(52) ケン_i はビル_j に自分_(i/*j) / 自分自身_(i/*j) / 彼自身_(i/j) のことについて語った

英文そのものの解釈においては、ケンとビルの両者を再帰代名詞の先行詞としてとることが可能であるが、日本語に訳した場合、(52) に示したように、照応表現によって解釈の違いが出てきてしまう。再帰代名詞が、ケンのみを指す場合と、ケンとビルの両方を指せる場合の二つがあるのである。「自分」あるいは「自分自身」という表現をあてると、主語であるケンしか指示できず、ビルを指示する解釈は不可能である。一方、「彼自身」と表

現すると、ケンでもビルでもどちらでもよい。このことは、再帰代名詞に対して、「自分」あるいは「自分自身」という日本語に単純に置き換えることに大きな問題があることを物語っている。この例文においては、「彼自身」を英語の *himself* に対応する日本語の表現として選択するのが、どちらの指示も表せて安全であるといえるが、逆に、どちらを指しているのか曖昧になる恐れもある。指示しているのがケンであることを保証し、曖昧性を避けたいならば、「自分 (自身)」の方を選択すればよいということになる。それでは、ビルに限定するにはどのように表現すればよいのであろうか。機能語で表現することはあきらめて、固有名詞を使って「ビル自身」のように表現すれば確実であろう。実際、日本語においては、同じ代名詞を繰り返すよりも固有名詞を使って指示物／人を提示することのほうが多い。

ここで述べてきたことから、異なった言語体系の間で文法機能に関与する語を安易に関連づけることは戒めるべきであることがわかる。代名詞や再帰代名詞の先行詞の指示がどのようになっているか、それを、「彼／彼女」「自分」「自分自身」「彼／彼女自身」などの日本語の表現に自然な形でつなげようとするのがいかに困難であるか、確認できたのではないであろうか。また、その作業に失敗すると、「誰が、誰に、誰を、誰について…」といった重要なことについて、誤った情報処理を引き起こしてしまうので、馴染みの薄い再帰代名詞の問題が決して侮れないものであることがわかるであろう。「真のコミュニケーション」というのはそう簡単に成立するようなものではない。少なくとも、文法知識が中途半端なまま得られるものではないということを忘れてはならないのである。英語の代名詞の体系について正確な理解を得るために、英語と日本語共に、言語学的な知見を学習しやすい形で整理し、提示することが急がれる。

註

1. 有働他 (1998)
2. Perkins (1983)
3. Coats (1983), Palmer (1986, 1990)
4. 安井 (1996)
5. Palmer (1990)
6. 清水義範氏のこのユニークな小説については、本学修士生である西田雅美氏から情報を得た。この場を借りて謝意を表したい。

引用・参考文献

- Coates, J. (1983) *The Semantics of the Modal Auxiliaries* London & Canberra: Croom Helm
- Cook, V. and M. Newson (1996) *Chomsky's Universal Grammar: An Introduction* 2nd edition Oxford Blackwell
- Culicover, P. (1997) *Principles and Parameters: An Introduction to Syntactic Theory* Oxford Oxford University Press
- Declerck, R. (1991a) *Tense in English* Routledge
(1991b) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English* Tokyo: Kaitakusya
- Grimshaw, J. (1990) *Argument Structure* Cambridge Mass MIT Press
- Haegeman, L. (1994) *Introduction to Government and Binding Theory* 2nd edition Oxford Blackwell
- Harbet, W. (1995) *Binding theory, control and pro Government and Binding Theory and the Minimalist Program* ed. by Gert Webelhuth Cambridge Mass Blackwell
- Hestvik, A. (1991) *Subjectless binding domains Natural Language and Linguistic Theory* 9
- Hoek, K. (1997) *Anaphora and Conceptual Structure* Chicago The University of Chicago Press
- Jackendoff, R. (1972) *Semantic Interpretation in Generative Grammar* Cambridge Mass MIT Press
- Klinge, A. (1993) *The English modal auxiliaries: from lexical semantics to utterance interpretation* *Journal of Linguistics* 29
- Kuno, S. and E. Kaburaki (1977) *Empathy and Syntax* *Linguistic Inquiry* 8
- Nakamura, M. (1989) *Reflexives in Japanese* *Gengo Kenkyu* 95
- Nakamura, M. (1996) *Sokubaku Kankei* Tokyo Hitsuji Shobo
- Palmer, F. R. (1986) *Mood and Modality* Cambridge University Press
(1990) *Modality and the English Modals*, 2nd edition London Longman
- Perkins, M. R. (1983) *Modal Expressions in English* London Frances Pinter
- Radford, A. (1997) *Syntax: a minimalist introduction* Cambridge University Press
- Reinhart, T. and E. Reuland (1993) *Reflexivity* *Linguistic Inquiry* 24
- Sells, P. (1987) *Aspect of logophoricity* *Linguistic Inquiry* 18
- Tsujimura, N. (1996) *An Introduction to Japanese Linguistics* Cambridge Mass: Blackwell
- 有働眞理子・西田雅美・山本泰史 (1997) '言語学からみた教室の英文法 —— その1' 「学校教育学研究」第9巻 兵庫教育大学学校教育センター
- 有働眞理子・山本泰史・比名啓祐 (1998) '言語学からみた教室の英文法 その2 —— there構文及び仮定法' 「兵庫教育大学研究紀要」第18巻 兵庫教育大学
- 安井 稔 (1996) 「改訂版 英文法総覧」開拓社